

2024年1月17日

横浜拘置支所長
根本政和殿

神奈川県弁護士会
会長 島崎友樹

警告書

当会は、申立人 X 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上で、貴所に対し、以下のとおり警告いたします。

警告の趣旨

横浜拘置支所において、被収容者の医療情報その他の要配慮個人情報が含まれた医療記録が、別の被収容者に誤って交付されたという事案が発生したことに鑑み、下記のような措置を講ずることによって、二度とこのようなことが発生することのないように警告する。

記

物品の差し入れ、宅下げにおいては、被収容者の個人情報が流出、漏洩しないよう徹底するためにも、称呼番号・氏名・居室札・本人に対する呼称確認など人定確認の作業手順をマニュアル化したり、人定確認作業においてダブルチェックを行ったり、定期的に個人情報に関する職員研修を行ったりするなど、万全の措置を講ずること。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

2017年（救）第15号、同第21号、同第22号、2018年（救）第16号

申立人 X 申立事件

2023年11月15日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 島崎友樹 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

第1 処置意見

横浜拘置支所において、被収容者の医療情報その他の要配慮個人情報が含まれた医療記録が、別の被収容者に誤って交付されたという事案が発生したことに鑑み、下記のような措置を講ずることによって、二度とこのようなことが発生することのないように警告するのが相当である。

記

物品の差し入れ、宅下げにおいては、被収容者の個人情報が流出、漏洩しないよう徹底するためにも、称呼番号・氏名・居室札・本人に対する呼称確認など人定確認の作業手順をマニュアル化したり、人定確認作業においてダブルチェックを行ったり、定期的に個人情報に関する職員研修を行ったりするなど、万全の措置を講ずること。

第2 申し立ての概要

申立人は、平成29年6月1日当時、横浜拘置支所に収容されていた。同日、

当時の弁護人が横浜拘置支所を訪れ、申立人宛に外来患者ファイル23枚を窓口差し入れたところ、横浜拘置支所職員が誤って別の被収容者に対して外来患者ファイルを交付してしまった。これは人権侵害である。

第3 相手方からの回答

委員会からの平成30年6月5日付照会に対し、平成30年6月25日付「人権救済申立てに関する照会書について(回答)」と題する書面にて回答がなされた。同回答では、申立人に対して差し入れられた外来患者ファイルを誤って別の被収容者に交付したことを認めている。

第4 認定される事実

申立人が提起した後述の国賠請求訴訟の記録及び相手方からの回答から、以下の事実が認定できる。

申立人は、平成27年8月、尿膜管癌と診断を受け、さらに検査の結果、HIVに感染していることが判明し、治療を行うこととなった。

申立人は、平成29年2月2日、XXXXXXXXXX違反で通常逮捕された。勾留中に熱発し、XXXXXXXXXX病院に護送され受診し、肛門周囲膿瘍の疑いと診断された。

平成29年4月18日、申立人は横浜拘置支所に移送された。

平成29年6月1日、申立人の刑事事件の弁護人であったXXXXXXXXXX弁護士は横浜拘置支所を訪れ、申立人宛てにXXXXXXXXXX病院外来患者ファイル23枚(以下「本件カルテ」という)を窓口差し入れた。

同日、本件カルテは、支所庶務課における差入処理後、南居室棟5階第10室に收容されていた申立人に交付されるべきであったが、支所職員Aにおける確認の疎漏により、同じく同階の単独室に收容されていたBに誤って交付された。

この時点で、Aは本件誤交付に気づいておらず、Bからもその旨の申出はなかった。本件カルテは、約1ヶ月間Bが閲覧可能な状態に置かれた。

同年7月5日、Bは、B自身の刑事事件弁護人が誤って別人の書類を差し入れたものと思い、同弁護人宛てに本件カルテを宅下げるため、宅下げ願箋及び本件カルテをAに提出したところ、本件カルテに申立人の氏名が記載されていたことから、本件誤交付が判明した。

支所職員は、まずBに対し、本件カルテが本来Bに交付されるべきものではなかったことを説明・謝罪するとともに、複数名の支所職員が、本件カルテの記載内容をBが転記等していないか確認するため、Bの居室内において、ノート、便箋、メモ、受信物等の保管私物及び冊子内をくまなく検査したところ、本件カルテに記載されていた申立人の氏名をはじめとする情報をノート等に転記した事実や、Bの面会及び信書の発信においてBが本件誤交付に言及した事実は認められなかった。

同日中、支所看守長が申立人に対し、本件誤交付について説明・謝罪するとともに、Bに誤交付されていた本件カルテを交付した。

同月12日、支所職員がBに対し、本件カルテの記憶等について確認したところ、その内容については読み慣れない漢字ばかりで理解できなかったこと、他の被収容者と接触する可能性のある運動や入浴時（なお、Bは入所以来単独室に収容されていた。）に、他の被収容者に対して本件誤交付について話したことはないこと、Bの実父との面会及び実父宛ての信書の発信においても本件誤交付に言及していないことを申し述べた。

8月4日、横浜拘置支所矯正副長は、本件誤交付について調査が終了し、再発防止策も講じたとして、再度、申立人に対して、概要説明及び謝罪をした。

横浜拘置支所は、同所での検討の結果、本件の原因について、「担当職員が未決拘禁者Bを申立人と思い込んだこと」「人定確認を確実に行わなかったこと。

（称呼番号・氏名・居室札・本人に対する呼称確認）」と分析すると共に、再発

防止策として「誤交付に係る首席指示の遵守」「誤交付事案が個人情報漏洩につながることへの強い意識」「本人確認の徹底」といったことを挙げている。ちなみに、誤交付に係る首席指示とは、平成28年7月25日付首席指示第46号のことであり、それには、物品交付にあたって、被収容者から称呼番号及び名前を聞き取り、これを差入願などに記載された、称呼番号及び氏名と照合して誤りがないことを確認し、確認したことを明確にするために、称呼番号及び氏名欄にレ点を付すことなどが書かれている。なお、横浜拘置支所では、平成29年度に本件の前に既に3件の誤交付事件があったことも訴訟資料から判明している。

ちなみに、申立人は、平成29年9月26日、横浜地方裁判所に対し、原告を申立人、被告を国とする国家賠償訴訟を提起し、横浜地方裁判所は、令和4年4月2日、判決を言い渡した。その判決内容は、カルテの誤交付に関し国賠法上違法の評価を受けるとして、被告国に対し、原告である申立人に対し慰謝料20万円の支払いを命じるものであった。本判決に対し申立人は控訴した。

第5 判断

個人のカルテは、本人の生年月日、身体や疾病、障害、それに関連する治療歴などの情報が通常記載されているものであって、個人情報保護法における要配慮個人情報という法的に保護された個人情報であるのみならず、社会通念上人がもっとも他人に知られたくない情報が多く含まれる。それゆえ、カルテを承諾なく他人に閲覧されない自由はプライバシー権として保護される人権である。

また、刑事収容施設が被収容者の所有物を預かり、保管する場合、これを安全確実に保管し、また、返還すべき時に確実に返還すべきことは当然である（国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）67参照）。

本件において、横浜拘置支所がカルテを別の被収容者に誤って交付したこと

は事実であり、この誤交付によって申立人のプライバシー権に重大な侵害が生じたことは明らかである。ことに本件では、申立人が、歴史的に差別や偏見の対象となってきた疾病である HIV 罹患の事実が記載されたカルテが他人に見られる状態になったという重大な結果を招来していた。

なお、国は訴訟において、誤交付を受けた別の被収容者はそのカルテを十分に読めていない、理解できていないとの主張をしている。しかし、誤交付によって別の被収容者がカルテを見ることができる状態になったということだけで既にプライバシー権は侵害されているというべきであり、仮に誤交付を受けた被収容者がカルテの内容を理解できていなかったとしても、横浜拘置支所の行為が正当化されることはない。

横浜拘置支所における検討の結果、本件の原因としては「担当職員が未決拘禁者 B を申立人と思い込んだこと」「人定確認を確実に行わなかったこと。(称呼番号・氏名・居室札・本人に対する呼称確認)」とされており、そもそも基本的なチェック体制が支所全体で確立されていないのではないかとの重大な疑念がある。それだけでなく、平成29年度には本件の前に既に3件の誤交付事件があることからすれば、同様の人権侵害事案を繰り返すおそれが高いと考えざるをえない。

それにもかかわらず、横浜拘置支所における検討では、再発防止策として「誤交付に係る首席指示の遵守」「誤交付事案が個人情報漏洩につながることへの強意識」「本人確認の徹底」などと挙げているのみである。そしてこれは、基本的には氏名と称呼番号の確認や意識の徹底などに留まっており、氏名と称呼番号の確認はこれまでと変わらないし、また意識の徹底というのは抽象的かつ主観的である。

なお、当会では、同様の事案として、横浜刑務所が申立人の妻宛の信書61通を別の受刑者に誤交付した事案につき、申立人の所有権及びプライバシーないし通信の秘密という人権の侵害がありその程度が重大であるとして、横浜刑

務所に対して警告を発した事案がある（2006年12月14日付警告）。

よって、本件のようなプライバシー侵害が今後は起きないように、横浜拘置支所に対しては真摯な反省と、上記のような実効的・具体的な再発防止策の策定を強く求めるため、冒頭の処置意見を発すべきである。

以上